( 経済産業委員会 )

電 気 事 業 者 に ょ る 再 生 可 能 エ ネ ル ギ i 電 気 の 調 達 に 関 す る 特 別 措 置 法 案 ( 閣 法 第五一号)(

議院送付)要旨

本 法 律 案 は 最 近 の エ ネ ル ギー をめぐる 内 外 の 経 済 的 社 会 的 環 境 の 変化 及びエネル ギー 源 と し て 再生 可 能

工 ネ ル ギ ı 源 を 利 用 す ること の 重 要 性 が 増 大 L τ l١ ることに 鑑 み、 電 気 事 業 者 に 対 ŕ 定 の 調 達 期 間 を 超

え な L١ 範 进 内 の 期 間 に わ た IJ 定 の 調 達 価 格 に ょ ij 再 生 可 能 エ ネ ル ギ ı 電 気 を 調 達 す る 契 約 を 締 結 す る 義

を 課 す 等 の 措 置 を 講 じ ようと する も の で あ ı) そ の 主 な 内 容 は 次 の لح お IJ で あ る。

な お 衆 議 院 に お L١ て、 調 達 価 格 及 び 調 達 期 間 を 決 定 す ź 際 に そ の 基 準 に 再 生可 能 エ ネ ル ギー 発 電 設 備

の 設 置 の 形 態 及 び 規 模 を 加 えること、 関 係 大 臣 に 協 議 等を行うこと、 調 達 価 格 等 算 定 委 員 会 を 設 置 L そ の 意

見 を 聴くこと、 ま た、 電 気 を 大 量 に 使 用す る 事 業 者 に 対 す る 賦 課 金 に つ しし て 軽 減 措 置 を 講 ずること、 費 用 負

担 調 整 機 関 が 電 気 事業 者 に 対 して交付する交付 金 の 財 源 に 充 てるため 予算上 一の措 置 |を講ずること等を内容と

する修正が行われた。

電 気 事 業 者に 対する再生可能 エネル ギー 電 気 の 買取 IJ の 義 務付 け

務

経 済 産 業 大 臣 が 認 定 す る 再 生 可 能 エ ネ ル ギ ı 発 電 設 備 か 5 得 5 れ る 電 気 に つ しし て、 電 気 事 業 者 に 対

経 済 産 業 大 臣 が 定 め る 定 の 期 間 定 の 価 格 に ょ 1) 調 達 す る 契 約 の 締 結 に 応 じ る よう義 務 を 課 す。

## 二、調達価格及び調達期間

経 済 産 業 大 臣 は 再 生 可 能 エ ネ ル ギ ĺ 発 電 設 備 の 設 置 の  $\overline{X}$ 分、 設 置 の 形 態 及 び 規 模ごとに、 調 達 価 格 及

び 調 達 期 間 を 定 め ಠ್ಠ そ の 際、 再 生 可 能 エ ネ ル ギ i 発 電 設 備 の 所 管 に 応 じ て 農 林 水 産 大 臣 玉 土 交 通 大 臣

又 は 環 境 大 臣 に 協 議 ŕ 及 び 消 費 者 問 題 担 当 大 臣 の 意 見 を 聴 < とと も に 調 達 価 格 等 算 定 委 員 会 の 意 見 を

聴 か な け れ ば な 5 な 1,  $\overline{\phantom{a}}$ 衆 議 院 修 正

## 三、買取費用の負担方法

電 気 事 業 者 が 再 生 可 能 エ ネ ル ギ 電 気 の 調 達 に 要 L た 費 用 に つ L١ て は 全 て の 電 気 の 需 要 家 に 電 気 の 使

用 量 に 応 じ て 賦 課 金 لح L١ う 形 で 支 払 を 請 求 す ること を 認 め る。 そ ഗ 際 地 域 ご لح の 再 生 可 能 工 ネ ル ギ Ι ഗ

導 λ 状 況 の 違 11 に ょ IJ 賦 課 金 の 負 担 に 不 均 衡 が 生じ な 11 ょ う、 経 済 産 業 大 臣 が 賦 課 金 の 単 価 を 全 玉 律 で

定 め る ととも に 各 電 気 事 業 者 の 買 取 費 用 の 負 担 の 不 均 衡 を 解 消す る た め、 経 済 産 業 大臣 が 指 定する 費 用

負 担 調 整 機 関 を 通 じ 7 調 整 を 実 施 する。

四、賦課金に係る特例

経 済 産 業 大 臣 は 電 気 の 使 用に係る原単 一位が一 定 の水準を超える事業者からの申請 により、 年 間 の 電 気

の 使 用 量 が政令で定め る 量 を 超える事 · 業 所 に つい て 認 定 ŕ 当 該事 業 者 に 係 る 賦課 金 に つ しし て 軽 減 措 置 を

講ずる (衆議院修正)。

五、予算上の措置

政 府 は、 費 用 負 担 調 整 機関 が電気事 業 者に 対 し交付金を交付するために必要となる費用 の 財 源 に 充てる

た め、 必 要な予 算 上 の 措 置 を 講 ず る へ 衆 議 院 修 正

六、調達価格等算定委員会

資 源 エ ネ ル ギー 庁 に 調 達 価 格等算定委員会を置き、 そ の 委員は、 電 気 事 · 業、 経済等に .) U て専門的な

知 識 لح 経験を有する者のうちから、 両議 院 の 同 意 を得て、 経 済 産業大臣が任命する ( 衆 議 院修正)。

七、施行期日

こ の 法律は、 部を除き、 平成二十四年七月一日から施行する (衆議院修正)。

八、見直し

政 府 は、 東 日 本大 震災 を踏 まえてエネ ル ギー 基 本 計 画 が 変更さ れ た 場合に は、 当 該 変 更 後 の エ ネ ル ギ

1

Τ 基 本 計 画 の 内 容 を 踏 ま え、 速 ゃ か に エ ネ ル ギ Ĺ 源 لح L て の 再 生 可 能 エ ネ ル ギー 源 の 利 用 の 促 進 に 関

す る 制 度 の 在 IJ 方 に つ しし て 検 討 を 加 え、 そ の 結 果 に 基 づ しし て 必 要 な 措 置 を 講 じ そ の 後 エ ネ ル ギ i 基

本 計 画 が 変 更 され るごと又は 少 なくとも三年ごとに、 こ の 法 律 の 施 行 の 状 況 に つ しし て 検 討 を 加 え、 そ ഗ

結 果 に 基 づ 11 て 必 要 な 措 置 を 講 ず る 衆 議 院 修 正

律 の 抜 本 的 な 見 直 L を 行 う 衆 議 院 修 正 2

こ

の

法

律

の

施

行

後

平

成

三十三

年三月三十

日

ま

で

の

間

に

こ

の

法

律

の

施

行

の

状

況

等を

勘

案

L

こ

の

法

3

政 府 は、 こ の 法 律 の 施 行 の 状 況 等 を 勘 案 ŕ エ ネ ル ギ 対 策 特 別 会 計 の 負 担 とすること、 石 油 石 炭 税

の 収 入 額 を 充 て ること 等 を含 め 予 算 上 の 措 置 に 係 る 財 源 に つ 11 て 速 せ か に 検 討 を加 え、 そ の 結果. に 基づ

いて所要の措置を講ずる (衆議院修正)。

九 電 気 事 業 者 に よる 新エネ ル ギー 等 の 利 用 に 関 す る 特 別 措 置 法 の 廃 止

電 気 事 業 者 に よる新 I ネ ル デギー 等 の 利 用 に 関 す る )特別 措 置 法 は 廃 止 する。 それに伴う所要 の経過措置に

ついて規定を設ける。